

入札説明書

1 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 令和6年度佐賀県職員の健康診断（情報機器作業者検診）業務
- (2) 対象者数 約320人（県がアンケートを実施して対象者を選定）
- (3) 健診日程 令和6年10月～令和6年12月
全日程8日（終日）程度
- (4) 健診実施方法 県内各地区を巡回して実施
- (5) 健診実施場所 佐賀県庁、各総合庁舎等（佐賀市、鳥栖市、唐津市、伊万里市、武雄市）
- (6) 検査項目
問診、視力（片眼及び両眼）、遠視力、近視力、近点距離、屈折検査、眼位、診察
- (7) 健診会場の設営
 - ① 業務受託者は、健診会場の敷地及び施設内会議室（会議室内の机、椅子を含む。）を無料で使用することができる。
 - ② ①の施設等を使用する場合は、予め佐賀県人事課（健康管理室）と調整して使用可能な日程を決定し、同室を通じて予約する。
 - ③ 健康管理室は、健診会場の施設管理者と調整の上、健診会場使用及び健診日の対象職員への周知（館内放送での受診勧奨、健診開始・終了時間の案内等）等に関して業務受託者と連絡調整する健診会場の担当者（以下「健診会場担当窓口」という。）を指名し、業務受託者へ通知する。
- (8) 健診の準備
業務受託者で次の業務を実施する。
 - ① 健康管理室が提供する対象者名簿で受診票・個人票（所属、職員番号、氏名、生年月日、年齢、職員区分等）及び各所属の検診対象者名簿を作成する。
 - ② ①で作成した受診票等を、各所属別に袋詰めして発送できるよう準備する。
 - ③ 健康管理室が指示する期日、方法により、②で準備した必要物品等を健康管理室へ提出するか直接各所属へ送付する。また、健康管理室が指示する数量の必要物品等（予備）を健康管理室へ提出する。
 - ④ 各所属や健康管理室からの依頼に応じて対象者の変更に対応する。
- (9) 健診当日
 - ① 業務受託者は、受診者の受付、健診受診票等の確認・指導等、全ての業務を実施する。（健康管理室職員は同席しない。）
 - ② 健診会場担当窓口は、業務受託者の求めに応じ、対象職員への周知（館内放送での受診勧奨、健診開始・終了時間の案内等）等を実施する。

(10) 健診結果の報告

① 個人用結果

個人毎に健診結果、健診結果の見方及び情報機器作業の注意点等の資料を1つの封筒に詰め（密封の状態）、受診者の所属毎に整理して、健診完了後3週間以内に直接各所属へ送付する。

② 事業主用結果

健診結果（就業上支障なし、日常生活要注意、要病院受診（眼科、整形外科、心療内科）、治療継続、作業時間の適正化、要姿勢矯正等の項目で判定したもの。）を文書及び電子媒体の両方で健診完了後3週間以内に健康管理室へ提出する。

なお、電子媒体は、CSV形式（ファイルレイアウトは県の指示する形式で作成する。）でCD-Rに保存したものとする。

③ 完了報告書

委託業務が完了したときは、翌月末までに完了報告書（別紙1）を健康管理室へ提出する。

(11) その他

健診会場により対象者数が異なり、多い場合は100人を超えることがある。

2 入札参加資格者に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 佐賀県内に営業所を置く者であること。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 契約方法 健診1人当たりの単価契約

4 入札保証金及び契約保証金

健診1人当たりの単価×健診見込人数×消費税率×佐賀県財務規則の率（入札保証金 5/100、契約保証金 10/100）

5 契約料の支払

- (1) 健康管理室は、健診結果報告及び完了報告書の内容を確認し、その結果を業務受託者へ通知する。
- (2) (1)の通知後、業務受託者から提出された適正な請求書を健康管理室が受領してから 30 日以内に支払う。

6 入札参加資格確認申請書 別紙のとおり

別紙1)

完了報告書

佐賀県総務部人事課長 様

住 所
名 称
代表者名

印

令和6年 月 日付けで締結した令和6年度職員健康診断（情報機器作業員検診）業務委託契約について、下記のとおり実施したので報告します。

記

1 委託業務の名称 情報機器作業員検診業務

2 健診実施日及び受診者数	月	日	名
	月	日	名
	月	日	名
	月	日	名
	月	日	名
	月	日	名
	月	日	名
	月	日	名

合 計 名

3 所要額 円